

化学物質取扱マニュアル



宮崎大学安全衛生保健管理委員会

2019年4月（策定）

2022年3月（改訂）

2026年3月（改訂）

目 次

はじめに	・・・	1
1 化学物質管理者等の届出	・・・	2
2 薬品管理システムへの登録	・・・	2
3 化学物質使用時の注意	・・・	3
使用開始前に実施すること		
使用時に注意すること		
使用後に実施すること		
4 化学物質の適切な取扱い	・・・	4
5 化学物質の種類と使用時の義務	・・・	5
特定化学物質、有機溶剤	・・・	5
毒物及び劇物	・・・	8
危険物	・・・	10
高圧ガス	・・・	11
6 化学物質の定期自主点検(Web 検査)	・・・	14
付録 GHS のシンボルと名称	・・・	15

参考資料

宮崎大学化学物質管理規程

(https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG00000089.html)

宮崎大学化学物質リスクアセスメント実施細則

(<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/Get/Document-177572/>)

大学の自律的化学物質管理ガイドライン（国立大学協会）

(<https://www.janu.jp/univ/guideline/>)

職場の安全を応援する情報発信サイト_職場の安全サイト（厚生労働省）

リスクアセスメント対象物質（安衛法第 57 条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質）

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>)

はじめに

このマニュアルは化学物質を正しく取り扱い、健康・安全を確保する上で必要となる基本的事項をまとめたものです。

労働安全衛生規則等の改正により、近年、化学物質の自律的管理を強く求められています。しかし、化学物質に関する知識が不十分な状態での取扱いは人体に有害である危険性があり、また、発火・爆発等大きな事故につながるおそれがあります。

このような事故等を未然に防ぐために、日頃から安全で無理のない実験計画及びその遂行に努めていただき、また、学生の学習、実験の際にも本マニュアル等をお役立ていただくと幸いです。

なお、本マニュアルは宮崎大学安全衛生保健センターの HP
(<http://www.miyazaki-u.ac.jp/anzen/>) から確認できます。

【本マニュアル】

化学物質取扱マニュアル

(<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/Get/Document-114925/>)

【動画】

「化学物質の管理と使用－安全に取り扱うために－」

(<https://vstream.cc.miyazaki-u.ac.jp/moodle/course/view.php?id=78>)

(視聴には MID の入力が必要となります。なお、新規採用教職員は、
「[新規採用教職員の受講方法](#)」を確認の上、ご視聴ください。)

【保護具に関する資料】

(<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/View/Collection-30081>)

宮崎大学安全衛生保健管理委員会 委員長



1 化学物質管理者等の届出

本学では、化学物質の適正な使用及び管理を行うための必要な事項を宮崎大学化学物質管理規程により規定しております。化学物質管理者・化学物質使用責任者・保護具着用管理責任者の選任及び化学物質取扱届出等、申請・廃止・届出事項の変更が生じた場合は、該当様式を安全衛生保健センター（anzen-e@miyazaki-u.ac.jp）へ提出して下さい。

特に、退職予定の教職員におかれましては、廃止届を行うと共に、現在使用している薬品等の化学物質は、必ず、在職中に廃棄・移管等の処理を全て完了して下さい。

※様式（情報共有・検索システム）

<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/View/Collection-26905>

2 薬品管理システムへの登録

（1）薬品管理システム

本学では、薬品の安全使用と適正管理等を行うために、薬品管理システムを導入しています。研究室ごとに薬品を購入した（使用した）際、バーコードラベルを読み取って登録することにより、各研究室単位、各部局単位で薬品の保管量および使用量等が集計できるシステムです。

本システムには、取得した全ての化学薬品、高圧ガスなどを登録します。しかし、核燃料物質や麻薬のように、法律に基づき別途厳しい管理が実施されている化学物質や医薬品に関しては、本システムに登録しません。

試薬を入手した時、使用したときは、必ずシステムに入力してください。

また、試薬を使い切ったあるいは廃棄するときも必ず入力してください。

本システムを新規に利用される場合や管理者及びユーザーの変更等が生じた場合、新規登録・変更等が必要となります。

安全衛生保健センター（anzen-e@miyazaki-u.ac.jp）へご連絡ください。

薬品管理システム 操作マニュアル	https://www.miyazaki-u.ac.jp/anzen/news-safety-and-health/20171129449/
---------------------	---

(2) 化学物質リスクアセスメント (CRA)

化学物質による多くの事故は、化学物質の持つ危険有害性を知らなかったり軽視したりすることで発生しています。そのため、化学物質を使用する前のリスクアセスメントは不可欠であり、労働安全衛生法により義務化されています。

化学物質管理者のみならず、化学物質を取り扱う研究者（教職員・学生）等は、宮崎大学化学物質リスクアセスメント実施細則に基づき、当該研究室等において取り扱う化学物質等のリスクアセスメントを薬品管理システムにより行ってください。学生が行った場合は、教員が内容を確認します。また、その結果を、同研究室内の化学物質取扱者全員に共有してください。

また、以下の点に注意してください。

- ・ リスクアセスメントは、対象となる化学物質について、年に1回は必ず実施する。
- ・ 対象物質を新規に使用する場合、あるいは、作業方法や手順を変更した場合にはその都度実施する。

3 化学物質使用時の注意

実験室あるいは研究室で取り扱う化学物質（試薬）はすべて毒性があり、人体に有害である、と考えて正しく取り扱しましょう。

(1) 実験前の準備

取り扱う化学物質の安全データシート(SDS)などを、誰でもすぐ確認できる状況にしてください。薬品販売会社や日本試薬協会のホームページ等から入手して、事前に毒性、危険性および性質を理解し、正しく取り扱えるようにしておきます。

- ① 毒性（急性毒性、慢性毒性および発ガン性等、解毒の方法）
- ② 危険性（可燃性、引火性、爆発性等）
- ③ 物理・化学的性質（沸点、密度、液性等、取り扱い注意点）

(2) 安全な実験

- ① 使い捨ての保護手袋、保護めがね及び必要に応じて防毒マスクなどを着用します。
- ② 必ずドラフトチャンバー内で作業して、実験室の換気に十分注意します。

◎ 化学物質を使った実験・研究

一人だけの実験は極力避けましょう。

事故の際、気が動転してしまい、自分一人では対処できません。

- #### ◎ 実験中よりも実験後の廃棄、後片付け中の事故の確率が高いと試算されています。



ドラフトチャンバーの使用

(3) 実験後の廃棄

実験廃液をそのまま流し台に捨ててはいけません。

必ず、廃液用ポリタンクに、廃液の種類別に分別して回収してください。

特に、水銀、カドミウム等の重金属、ジクロロメタンやクロロホルム等の有機塩素化合物の廃棄には十分に注意してください。

廃棄物処理の手引き：

<https://www.of.miyazaki-u.ac.jp/~shisetu/sozai/manual/M%20haiki.pdf>

宮崎大学 HP → 教職員入口 → 施設環境部 → マニュアル

(4) 廃液ポリタンクに関する注意

- ① 種類別にビニールテープなどで色分け
- ② 廃棄量は廃液タンクの8分目まで
- ③ 廃液ポリタンクの破損、劣化に注意
- ④ 蓋はパッキンまたは内蓋付き



4 化学物質の適切な取扱い

化学物質には、爆発・発火などの危険性、健康障害・環境汚染などの有害性を有しているものは少なくありません。

日本では、化学物質は様々な法律により規制されています。たとえば、人体に対して毒性を有するものは「毒物及び劇物（毒劇物）取締法」で規制されています。また爆発や発火の原因となる危険性を有するものは「消防法」で規制されており、「危険物」として定義されています。他にも化学物質を使用する際には、健康障害を受けないように取扱や、ばく露状況の監視などが必要であったり、環境汚染物質であったり、化学物質には様々な側面を単独または複数持っていることを忘れてはいけません。

適切な管理

- ア 化学物質専用の保管庫で保管する。
- イ 保管庫は、災害に備えて、転倒防止を講じる。
- ウ 災害に備えて、保管庫内で枠を設ける等、落下防止や接触破損防止を講じる。
- エ 毒劇物については、盗難防止のため施錠し、鍵を適切に管理する（参照 5-2）。
- オ 管理責任者（化学物質管理者・化学物質使用責任者・保護具着用管理責任者）及び取扱い方法を明確にし、管理体制を強化する。
- カ 長期間保管され、将来も使用見込みのないものについては、速やかに破棄する。

5 化学物質の種類と使用時の義務

(1) 特定化学物質、有機溶剤

曝露すると健康障害を引き起こす恐れがあるものとして、労働安全衛生法に規定されています。使用する際は、以下の事項を遵守してください。

- ① 局所排気装置等の設置
- ② 局所排気装置の定期自主検査（年1回）
- ③ 作業環境測定（6月以内ごとに1回）
- ④ 測定記録の保存（3年・7年（粉じん）又は30年）
- ⑤ 特定管理物質（特定化学物質障害防止規則）の作業記録の保存
- ⑥ 特殊健康診断（6月以内ごとに1回）
- ⑦ 作業場における掲示

ア 作業場への立入を禁止するとともに、見やすい箇所に表示する（特定化学物質）

関係者以外立入禁止

イ 作業場での喫煙及び飲食を禁止するとともに、見やすい箇所に表示する（特定化学物質）

飲食・喫煙禁止

ウ 有機溶剤等の区分の表示

- ・ 第一種有機溶剤 赤
- ・ 第二種有機溶剤 黄
- ・ 第三種有機溶剤 青

掲示物（シール）が必要であれば、安全衛生保健センター（anzen-e@miyazaki-u.ac.jp）へご連絡ください。

第一種有機溶剤

第二種有機溶剤

第三種有機溶剤

エ 化学物質管理者氏名等の掲示
・研究室等の見えやすい箇所に掲示

研 究 室 等 名	〇〇 〇〇
化学物質管理者	〇〇 〇〇
化 学 物 質 使 用 責 任 者	〇〇 〇〇
保 護 具 着 用 者 保 管 責 任 者	〇〇 〇〇
毒物・劇物	☐ あり ☐ なし
特定化学物質	☐ あり ☐ なし
有機溶剤	☐ あり ☐ なし

オ 作業主任者の職務の掲示
(作業主任者の選任が必要な場合)


**有機溶剤
作業主任者の職務**

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(タンク内作業)
第26条 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部をすべて開放すること。
- 2 労働者の身体が有機溶剤等により重しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させること。
- 3 事故が発生したときにタンクの内部の労働者を直ちに避難させることができる設備又は器具等を整備しておくこと。
- 4 前各号に掲げる措置のほか、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前に、次の措置を講ずること。
 - イ 有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに接続するすべての配管から有機溶剤等がタンクの内部へ流入しないようにすること。
 - ロ 水又は水蒸気等を用いてタンクの内部を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水又は水蒸気等をタンクから排出すること。
 - ハ タンクの容積の三倍以上の量の空気を送風し、若しくは排気するか、又はタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出すること。

作 業 主 任 者	
氏 名	

※様式（情報共有・検索システム）

<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/View/Collection-31284>

カ 有害性等の掲示義務対象物質拡大および掲示内容の見直し・追加

従来までの「有機溶剤等使用の注意事項」ならびに「特別管理物質」のみの掲示が廃止され、全ての有機則・特化則・鉛則等に該当する化学物質毎に、以下の内容を掲示する事が義務付けられました。

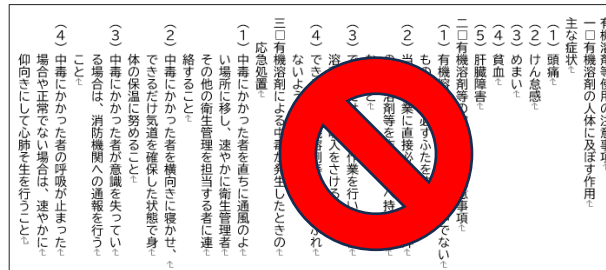
また、掲示方法については、「作業場において作業に従事する者が作業中容易に確認できる方法」であれば、方法を限定せず、「デジタルサイネージ」などデジタル技術を活用した掲示が可能となりました。

【掲示内容変更】有機溶剤・特定化学物質・石綿

- ① 化学物質名
- ② 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 中毒が発生したときの応急処置
- ⑤ 有効な呼吸用保護具を使用すべき旨及び有効な呼吸用保護具の種類

【新設】鉛 四アルキル鉛・粉じん・ダイオキシン

- ① 作業場である旨
- ② 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 有効な呼吸用保護具を使用すべき旨及び有効な呼吸用保護具の種類



※外す必要はありません

有害物質等取扱いの注意事項

有害物質名	ダイオキシン
疾病の種類	肝臓障害、血液障害、中枢神経障害、肺障害、腎臓障害、免疫障害、生殖機能障害等
疾病	肝臓病、肺病、腎臓病、血液病、免疫障害、中枢神経障害、肺病、腎臓病、免疫障害、生殖機能障害等

特定化学物質取扱いの注意事項

特定化学物質名	クロロホルム
疾病の種類	肝臓障害、血液障害、中枢神経障害、肺障害、腎臓障害、免疫障害、生殖機能障害等
疾病	肝臓病、肺病、腎臓病、血液病、免疫障害、中枢神経障害、肺病、腎臓病、免疫障害、生殖機能障害等

鉛・四アルキル鉛取扱いの注意事項

有害物質名	鉛、四アルキル鉛
疾病の種類	血液障害、腎臓障害、中枢神経障害、肺障害、腎臓障害、免疫障害、生殖機能障害等
疾病	血液病、腎臓病、肺病、腎臓病、血液病、免疫障害、中枢神経障害、肺病、腎臓病、免疫障害、生殖機能障害等

鉛・四アルキル鉛取扱いの注意事項

有害物質名	鉛、四アルキル鉛
疾病の種類	血液障害、腎臓障害、中枢神経障害、肺障害、腎臓障害、免疫障害、生殖機能障害等
疾病	血液病、腎臓病、肺病、腎臓病、血液病、免疫障害、中枢神経障害、肺病、腎臓病、免疫障害、生殖機能障害等

キ ラベル表示

労働安全衛生法では、政令で定める有害物質等の容器や包装には、名称、成分、人体に及ぼす作用及び貯蔵又は取扱い上の注意等について、表示しなければならないと規定されています。

また、

- 1) ラベル対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
 - 2) 自ら製造した表示対象物を、容器に入れて保管する場合
- には、当該物の ①名称、②人体に及ぼす作用（危険性・有害性；付録参照）の2つを明示したラベルシールを容器に必ず貼付します。ラベルシールの様式は、下記から入手して下さい。

※ラベル様式（情報共有・検索システム）

<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/View/Collection-26468>

※労働安全衛生法で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（ラベル表示対象物）については次のサイトでご確認ください。

●厚生労働省_職場の安全を応援する情報発信サイト_職場の安全サイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

ラベルシールの例

キシレン	
Xylene	
	劇
	有2

(2) 毒物及び劇物

毒物及び劇物は少量でも生命に危害を及ぼすおそれがあり、紛失・盗難等が発生した場合は、重大な事件を引き起こしかねません。

また、紛失・流失及び飛散により、第三者に危害が及ぶ恐れがあり、これらの場合は可及的速やかに保健所や警察署、消防署に届けるとともに、危険防止の処置を講じることが必要です。使用する際は、以下の事項を遵守してください。

① 毒物及び劇物の適正な管理

- ア 金属製キャビネット等により、一般の薬品とは別の専用の保管庫に保管する。
(ガラスやプラスチック製扉の保管庫は、盗難防止の観点から不可)
- イ 盗難防止のため施錠を行い、鍵の保管については化学物質管理者又は化学物質使用責任者が管理する。鍵を不特定多数が持ち出せるところに放置しない。
- ウ 保管庫及び容器に外部から明確に識別できる大きさで表示する。
(部局等でシールを配布)
 毒物の場合：赤地に白色で **医薬用外毒物**
 劇物の場合：白地に赤色で **医薬用外劇物**
 掲示物（シール）が必要であれば、
 安全衛生保健センター（ anzen-e@miyazaki-u.ac.jp ）へご連絡ください。
- エ 薬品管理システムにより、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に保管している毒物及び劇物の数量と照合して確認する。
 ※薬品管理システムの「棚卸機能」を利用して、少なくとも年1回は在庫量のチェックを実施してください。
- オ 廃棄に際しては、毒物及び劇物取締法及び同施行令を遵守する。

【適切な保管例】



- 堅固な専用保管庫
- 保管庫等を床等に固定
- 常時施錠して保管
- 鍵を不特定多数が持ち出せるところに放置しない。
- 保管庫に法定表示
- 毒物と劇物そして一般試薬が明確に分けられている。

【不適切な対応例】



- × 明らかに劇物でないものと混在して保管しない。
- × 整理整頓がされていない。
- × 毒劇物の保管庫にガラス戸のものを使用している。
- × 鍵付冷蔵庫内に毒劇物と飲料と一緒に保管している。
- × 鍵をさしたままにしている。
- × ガラス瓶容器の接触破損防止が措置されていない。

（３）危険物

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表第 1 の品名欄に掲げるもので、次の 6 種類に分類されています。

- 第 1 類 酸化性固体
- 第 2 類 可燃性固体
- 第 3 類 自然発火性物質及び禁止水性物質
- 第 4 類 引火性液体
- 第 5 類 自己反応性物質
- 第 6 類 酸化性液体

取り扱いには危険物の種類によって全く異なり、消火方法も全く異なります。取り扱う場合には危険物に見合った消火器や消火砂、水などを用意しましょう。



(4) 高圧ガス

高圧ガスによる事故(災害)では、高圧ガスボンベの転倒・破壊によるガスの噴出・漏れ、それに伴う火災・爆発・中毒などが起こります。高圧ガスボンベの取扱いは、高圧ガス保安法によって厳しく規制されています。

使用する際は、以下の事項を遵守してください。

① 高圧ガスボンベの正しい設置方法

- ア 風通しの良い、室温が40℃以下の場所に置く。特に水素は引火して爆発を起こす濃度が4～75%と広いので、室内に置いてはいけない。
- イ ボンベを直立させ、上下2ヶ所をチェーン等で固定し、転倒しないようにする。更に、ボンベスタンドを床に固定・布製のベルトで追加固定することが望ましい。
- ウ ボンベの設置場所の周囲2m以内は火気厳禁にする。
- エ ガスが充填しているボンベと空のボンベは区別して、別々の場所に置く。
- オ 酸素等の支燃性ガスは可燃性ガスや可燃物および毒性ガスといっしょに置かない。
- カ 製造から5年以上経過したボンベはすみやかに返却する。



② 高圧ガスボンベの使用方法

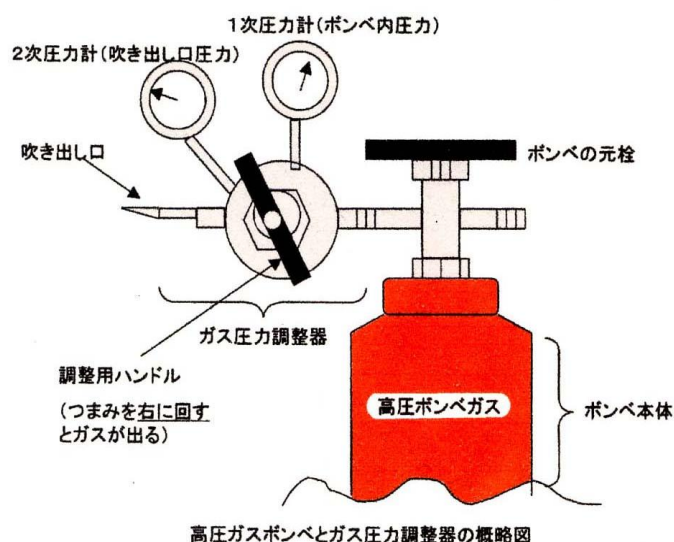
高圧ガスボンベからガスを取り出す場合、ボンベに圧力調整器を取り付けて本圧(1次圧、ボンベ内圧力)を実験圧力(2次圧)にまで下げる必要があります。

(ガスを取り出す手順)

- ・ ボンベの元栓を左に回す(1次圧力計の針が動いて、ボンベ内圧力を示す)。
- ・ ガス圧力調整器の調整用ハンドルをゆっくりと右に回す(2次圧力計の針が動くので、ハンドルを回しながら適切な圧力に設定する)。

(ガスを止める手順)

- ・ ボンベの元栓を右に回して閉じる。
- ・ 実験装置内およびガス圧力調整器内の残存ガスを放出し、2次圧力計の針がゼロになったことを確認する。
- ・ 調整用ハンドルをハンドルがフリーになるまで、左にいっぱい回して終了する。



高圧ガスボンベとガス圧力調整器の概略図

③ 高圧ガスの種類

種 類	ガ ス 名
可燃性ガス	水素 アセチレン メタン アンモニアなど
支燃性ガス	酸素 亜酸化窒素 塩素など
毒性ガス	一酸化炭素 塩化水素 アンモニア 硫化水素 シアン化水素など
不活性ガス	窒素 ヘリウム アルゴン 二酸化炭素など

高圧ガスボンベの中身はボンベの色によって決まっています。下図に示したガスの種類と色は汎用的なものですので、是非覚えましょう。

高圧ガスボンベの色分けとガスの種類

高圧ガスの種類	塗色の区分
酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	かっ色
その他の種類の高圧ガス	ねずみ色



④ 高圧ガスボンベの注意点

- ・ ガス漏れ（「シュー」という音がする、石けん水を塗布すると泡立つ）がある場合は、元栓を止めて、速やかに知識・経験のある教職員あるいはガス取り扱い業者に連絡すること。
- ・ 圧力調整器のハンドルは「左に回す」と「閉」の状態になることを確認すること。人間の習性として、閉めようとして右に回して事故を起こすことがあります。

⑤ 薬品管理システムでの管理

- ・ 高圧ガスボンベを所有する場合は、薬品管理システムへ登録することで管理します。登録する情報は、高圧ガスの名称、ボンベの色、性質、メーカー製造番号、内容量、製造又は検査年月日、借用年月日、高圧ガス保安法での区分、本数です。



ガスの物質名・容器所有者の登録番号・容器の記号、番号・V：容器の内容積（L）・W：容器の質量（kg）
容器検査に合格した年月・TP：耐圧試験における圧力・FP：最高充填圧力・容器再検査に合格した年月

（５）低温液化ガス

低温液化ガスの特徴として、「極低温」、「気体と液体の体積比が大きい」、「蒸発しやすい」、「純度が高い」があげられます。使用する際は、以下の事項を遵守してください。

- ① 低温になった部分に触れるときは専用の乾いた革手袋を使用する。
- ② 保護メガネの着用。
- ③ 屋内で大量に使用するときには十分に換気する。
- ④ 液配管の前後のバルブを同時に閉めて、その間に液を封じ込め（液封）してはならない。

6 化学物質の定期自主点検（Web 検査）

関係法令により適切な管理が求められているところであり、管理を怠ると重大な事故等につながる恐れがあります。そのため、毎年 1 回全学一斉に化学物質管理者等による自主定期点検を実施しています。

自主定期点検は、所属する研究室等において、毒劇物や高圧ガス、危険物等の管理状況および薬品管理システムに基づく化学物質管理が適正に行われているかどうかを点検検査するものです。（「宮崎大学化学物質管理規程」第 15 条に基づき、部局長は、化学物質の管理状況について、少なくとも年 1 回は点検を行い、必要な措置を講じなければならないとしています。）

本学は、令和 4 年度から WEB で化学物質の自主定期点検を実施しています。安全衛生保健センターHP→「化学物質自主点検 WEB フォーム入口」から入力してください。なお、自主定期点検の実施時期については、安全衛生保健管理係からメールで通知します。

付録

GHS のシンボルと名称*

GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）では、化学物質の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示しています。取り扱う化学物質の危険性、及び、健康・環境有害性を理解しましょう。

物理化学的危険性

絵表示				
概要	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化	可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、 水反応可燃性化学品、 有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体	高圧ガス

健康および環境有害性

絵表示					
概要	急性毒性 (区分 4)、皮膚腐食性・刺激性 (区分 2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 (区分 2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) (区分 3)	急性毒性 (区分 1-3)	金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性 (区分 1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 (区分 1) ※太字は 物理化学的危険性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) (区分 1-2)、特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)、 吸引性呼吸器有害性	水性環境有害性

急性毒性（経口）の区分と該当するラベル情報

区分	1,2	3	4	5
絵表示				なし
危険有害性情報	危険 飲み込むと生命に危険	危険 飲み込むと中毒	警告 飲み込むと有害	警告 飲み込むと有害のおそれ

* 職場の安全サイトより (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ghs_symbol.html)



お問い合わせ先

宮崎大学安全衛生保健センター

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

TEL 0985-58-7872 FAX 0985-58-7670

E-mail anzen-e@miyazaki-u.ac.jp